

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

やまなし峡南エリア地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡増穂町

3. 地域再生計画の区域

山梨県西八代郡市川三郷町、南巨摩郡増穂町、鯉沢町、早川町、身延町及び南部町の全域

4. 地域再生計画の目標

本地域は、山梨県の南部に位置し、富士川を中心に集落が形成されている。西部には南アルプス山岳地域、中部には身延山などの歴史遺産や下部温泉などの古くからの温泉地があり、南部ではお茶の生産が盛んであり、豊かな自然と景観を求めて毎年多くの観光客が訪れている。

平成17年度から平成21年度まで実施した「富士の国やまなし峡南エリア地域再生計画」では、効率的な道路ネットワークの構築により地域内観光客の増加という一定の成果を得ることが出来た。ただし、観光客数の増加に対し宿泊客数は増加しておらず、依然として日帰り通過型の観光エリアとなっていることから、観光地間のアクセス道路整備の遅れという課題を抱えたままの状況となっている。

このことから、さらなる地域振興のためには、町並みや民族文化を紹介する施設、自然風景などの「隠れた名所」へのアクセスを改善するため、周辺の町道、林道の整備を行うことが必要であると考えられる。

そこで、従来の農林業施策の効率化と特産物の生産等を通じた産業の振興や生活環境の改善を目的に実施されてきた農林道整備事業と利用者の移動手段として実施されてきた市町村の道路整備事業とを組み合わせ、一元的かつ計画的に整備をすすめる、あらたな道路ネットワークを構築することが必要であり、その結果、観光地間のアクセス利便性が向上し観光振興に繋がるばかりでなく、農林産物の搬出経路の確保によるあらたな市場の開拓など農林業そのものの活性化にも寄与し、本エリアの再生に最も効率的であると考えられる。

また、来訪観光客の安全を考え、市街地及びその周辺においては、安全・安心の地域づくりの観点から通行上危険な箇所を解消し、地域内での災害発生時等に避難誘導・救援活動を円滑にするための避難経路や輸送網の整備も重要であると考えられる。

これらの課題を総合的に解決するため、地域内の観光振興に伴う関連事業と併せて、町道の改良事業、林道の開設・改良・舗装事業を一体的に進めることとする。

これにより、中部横断道のICから地域内観光拠点へのアクセスを向上させることで、周遊観光拠点としての魅力向上をめざす。次に緊急時におけるアクセス道路として緊急道路網を補完する役割を果たし、住民福祉の向上と安全・安心の地域づくりを進める。

(数値目標)

本計画においては、この観光振興計画を基に地域内で推進する関連事業との連携をとり、町道・林道の一体整備による山岳観光・拠点施設へのアクセス改善を図ることで、本計画エリアにおける観光振興および農林業の活性化による地域再生に対する効果を見込んでいる。

(目標) 観光周遊ルート of 総所要時間 33分→19分(14分短縮)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

増穂 IC 付近の「町道青柳 1 号線」「町道青柳 11 号線」「町道青柳横通り線」等の整備を行うとともに、県民の森からの新たな周遊ルートを構築する「町道平林伊奈ヶ湖線」「林道五開線」の改良・舗装事業を行う。

これにより、峡南エリア全体として町道・林道と既に整備済みあるいは今後整備予定である高速道路や県道等との連携が図られ、観光拠点間をつなぐアクセスルート網が構築される。

(下線：道整備交付金整備路線)

ルート：

増穂IC→林道五開線→銚子口二段の滝→林道五開線→県民の森→町道平林伊奈ヶ湖線→徳栄山妙法寺→町道青柳 1 号線→まほらの湯→町道青柳長沢線→町道大柵大久保線→増穂町民俗資料館→町道青柳 11 号線→一宮浅間神社→市川三郷町文化資料館→町道矢作上野線→町道青柳横通り線→増穂IC

このように、計画エリア内の町道・林道の整備により、新たな周遊ルートを確立することで、観光客の周遊性・滞在性が高まり、観光周遊ルートとしての魅力が高まるとともに災害時の代替経路も確保され、来訪観光客の安心・安全な通行が確保される。

(5-2) 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市町村道

- 増穂町道「平林伊奈ヶ湖線」：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 20 日に認定済み
- 増穂町道「大柵大久保線」：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 20 日に認定済み
- 増穂町道「青柳 1 号線」：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 20 日に認定済み
- 増穂町道「青柳 1 1 号線」：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 20 日に認定済み
- 増穂町道「青柳長沢線」：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 20 日に認定済み
- 増穂町道「青柳横通り線」：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 20 日に認定済み
- 市川三郷町道「矢作上野線」：道路法に規定する市町村道に昭和 61 年 7 月 26 日に認定済み

林道

- 「三石山線」：森林法による富士川中流地域森林計画（平成 22 年樹立）に路線を記載
- 「足馴峠線」：森林法による富士川中流地域森林計画（平成 22 年樹立）に路線を記載
- 「丸山線」：森林法による富士川中流地域森林計画（平成 22 年樹立）に路線を記載
- 「大鳥居線」：森林法による富士川中流地域森林計画（平成 22 年樹立）に路線を記載
- 「五開線」：森林法による富士川中流地域森林計画（平成 22 年樹立）に路線を記載
- 「貫ヶ岳西線」：森林法による富士川中流地域森林計画（平成 22 年樹立）に路線を記載

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・ 町 道（増穂町、市川三郷町） 増穂町、市川三郷町
- ・ 林 道（市川三郷町、増穂町、鯉沢町、身延町、南部町） 山梨県

[事業期間]

- ・ 町 道（平成 22 年度～26 年度）、林 道（平成 22 年度～26 年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 町 道 3,690m、林 道 8,082m
- ・ 総事業費

町 道	2, 0 9 4, 0 0 0 千円	（うち交付金 1, 0 4 7, 0 0 0 千円）
林 道	9 7 7, 0 0 0 千円	（うち交付金 4 8 8, 5 0 0 千円）
林 道（県代行）	8 6 4, 0 0 0 千円	（うち交付金 4 3 2, 0 0 0 千円）
合 計	3, 9 3 5, 0 0 0 千円	（うち交付金 1, 9 6 7, 5 0 0 千円）

（5－3）その他の事業

現在、本県においては平成 19 年度に策定した「チャレンジ山梨行動計画」を上位計画とし、「つどう・やまなし」の実現に向け、平成 20 年 2 月に策定した山梨県観光振興計画に基づき、全県的に観光振興戦略を積極的に展開している。本計画においては、この観光振興計画を基に地域内で推進する関連事業との連携をとり、町道・林道の整備による山岳観光・拠点施設へのアクセス改善を図ることで、本計画エリアにおける観光振興および地域活性の活性化に対する効果を見込んでいる。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し関係行政機関と達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。また、目標の達成状況を公表することとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし